

新拠点整備に係る交差点改良詳細設計業務に係る
公募型プロポーザル方式実施説明書

新拠点整備に係る交差点改良詳細設計業務に係る公募型プロポーザルの手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 目的

新拠点整備に係る交差点改良詳細設計業務を委託するにあたり、最も適した者を受託候補者として選定することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

新拠点整備に係る交差点改良詳細設計業務

(2) 業務内容

別紙「新拠点整備に係る交差点改良詳細設計業務仕様書」のとおり。

ただし、契約時における仕様は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。

3. 参加資格

提案参加者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年赤磐市告示第114号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (6) 令和7年度赤磐市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (7) 岡山県内に主たる営業所（本店）を有していること。又は、岡山県内に主たる営業所（本店）から契約権限の委任を受けた営業所等を有していること。
- (8) 平成27年度以降に元請人として、国、県、又は市区町村から発注された交通影響検討業務またはそれに準じる業務を履行し、完了した実績を1件以上有すること。
- (9) 業務の技術上の管理を行う主任技術者及び成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者をそれぞれ1名以上配置すること。なお、主任技術者及び照査技術者は、次の要件を全て満たすものとする。
 - ①提案参加者の組織に所属していること。なお、参加申込以前3か月以上在籍していること。
 - ②平成27年度以降に、国、県、又は市区町村から発注された交通影響検討業務またはそれに準じる業務を担当した実績を1件以上有すること。

4. 参加申込手続き

(1) 提出書類及び部数

- ・提案参加申込書（様式第1号） 1部
- ・参加資格（6）、（7）及び（8）に該当していることが分かるもの（任意様式） 1部

(2) 提出期間 令和7年10月16日（木）から令和7年10月24日（金）まで

(3) 提出方法 持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。
ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。
また、郵送の場合は、令和7年10月24日（金）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(4) 提出場所 赤磐市役所建設事業部建設課

(5) 参加資格審査結果通知

- ①参加資格審査結果の通知は、令和7年10月27日（月）までに書面にて通知する。
- ②参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から3日（市の休日を除く。）以内に、公募型プロポーザル提案参加資格不適合理由の説明要求書（様式第3号）により説明を求めることができる。
- ③②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日（市の休日を除く。）から起算して5日以内（市の休日を除く。）に回答書（様式第4号）により回答するものとする。

5. 質疑の受付及び回答

(1) 受付期間 令和7年10月16日(木)から令和7年10月24日(金)

午後5時まで

(2) 受付方法 質疑のある提案参加者は、質問内容を質問書(任意様式)に記入の上、令和7年10月24日(金)午後5時までに電子メールにて赤磐市建設事業部建設課へ下記メールアドレス宛てに提出すること。

※電子メールの件名の先頭に「新拠点整備に係る交差点改良詳細設計業務に係るプロポーザルに関する質疑」と必ず記載すること。

※受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。

(3) 回答 公平性を保つため、令和7年10月28日(火)までに質問内容の回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。

なお、質問に対する回答は、本実施説明書及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなす。

(4) 提出先 赤磐市役所建設事業部建設課

メールアドレス: kensetsu@city.akaiwa.lg.jp

6. 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を令和7年11月11日(火)午後5時までに提出すること。

なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

(1) 提出方法 持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和7年11月11日(火)午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(2) 提出場所 赤磐市役所建設事業部建設課

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び作成要領

①企画提案書(任意様式)

ア) 提出部数は、正本1部、副本5部とする。

イ) 提案内容

提案内容は、会社概要(営業所・従業員数・実績等)、実施体制(配置技術者等)、実施スケジュール、仕様書に掲げる業務項目の実施方法について具体的に記述すること。

②業務実績及び技術者報告書(様式第5号+資格証明書の写し+テクリスの写し)

ア) 提出部数は、1 部とする。

イ) 業務実績 (平成 27 年度以降、同種業務の実績)

ここで、同種業務とは、交通影響検討業務またはそれに準じる業務である。また、業務実績については、同一の事業で 2 以上の業務の実績があっても、実績は 1 とする。

ウ) 配置予定技術者の資格 (本業務に関するもの) 及び実績 (同種業務の実績)

エ) 配置予定技術者の資格 (本業務に関するもの) 証明書等の写しを添付すること。

オ) 配置予定技術者が提案参加者の組織に所属していることを証するものの写しを添付すること。

カ) 実績報告に記載した業務に関するテクリスの写しを添付すること。

③見積書 (任意様式)

ア) 提出部数は 1 部とする。

イ) 見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。

また、費用の内訳明細も同時に作成し、添付すること。

(2) 提出期限 令和 7 年 10 月 27 日 (月) から令和 7 年 11 月 11 日 (火) まで

(3) 提出方法 持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和 7 年 11 月 11 日 (火) 午後 5 時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(4) 提出場所 赤磐市役所建設事業部建設課

(5) その他 参加申込書が提出期限までに到達しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は企画提案書を提出できない。

8. 審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定する審査会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者 1 者、及び次点者 1 者を選定する。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和 7 年 11 月 17 日 (月)

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーション実施場所

赤磐市赤坂支所 3 階第 3 会議室

(3) プレゼンテーション

- ①プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
- ②プレゼンテーションは、原則として本業務配置予定主任技術者が行うものとし、補助者を含めて3名以内で行うものとする。
- ③プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。なお、当日の資料追加は認めない。
- ④プレゼンテーションの時間は40分（プレゼンテーション25分、質疑応答15分）以内とする。準備、片付けの時間は各5分とする。
- ⑤プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材の使用は認めないものとする。
- ⑥プレゼンテーションは非公開とする。

（４）審査基準等

別紙「新拠点整備に係る交差点改良詳細設計業務プロポーザル審査基準」のとおり

（５）審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者に対して文書で通知するとともに、市ホームページで公表する。なお、個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

9. 失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- （１）参加資格の要件を満たさなくなった場合
- （２）企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- （３）提出書類等に虚偽があった場合
- （４）見積額が提案上限額を超えている場合
- （５）プレゼンテーションに参加しなかった場合
- （６）審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

10. 契約等

（１）契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

（２）契約金額

受託候補者と示談により決定する。

なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

（３）契約保証金

納付を要する。

（４）その他

本プロポーザルは、新拠点整備に係る交差点改良詳細設計業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重し

つつも、双方協議調整のうえ仕様を確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成１７年赤磐市規則第５５号）に基づき行う。

1 1．その他

- (１) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (２) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることがあり、この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (３) 提案参加者が１者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、１者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (４) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書又は企画提案書が無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (５) 提出書類は返却しない。
- (６) 企画提案書等の提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (７) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (８) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (９) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成１７年条例第８号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第７条第５号の規定に基づき、開示の対象にはならない。
- (１０) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。

1 2．担当部署

〒701-2292 岡山県赤磐市町苅田516

赤磐市建設事業部建設課

（担当：田川、山本）

電 話（０８６）９５５－１４８６

FAX（０８６）９５５－６８６０

Mail：kensetsu@city.akaiwa.lg.jp